

○ 土地改良事業等請負工事積算基準等の運用（平成 13 年 3 月 22 日 12 農振第 1686 号農村振興局整備部長通知）一部改正新旧対照表

(下線部は改正部分)

改 正 後	現 行
II. 土地改良事業等請負工事積算基準の運用事項	II. 土地改良事業等請負工事積算基準の運用事項
第 2 [略]	第 2 [略]
第 3 工種区分	第 3 工種区分
2 種類以上の複合工事における設計変更で工種が変更になる場合の取扱いはどうするのか。	2 種類以上の複合工事における設計変更で工種が変更になる場合の取扱いはどうするのか。
[略]	[略]
その他土木工事（1）を適用できる橋梁工事とは。	その他土木工事（1）を適用できる橋梁工事とは。
[略]	[略]
法面工を単独で発注する場合の工種区分の適用は。	法面工を単独で発注する場合の工種区分の適用は。
[略]	[略]
ダム等の補修とはどのような工事内容か示されたい。	ダム等の補修とはどのような工事内容か示されたい。
[略]	[略]
[削る。]	<u>新技術等における管更生工法（巻き込み鋼管による P I P 工法、インシチュフォーム工法、ダンビー工法、パイプインパイプ工法、S P R 工法）の適用工種如何に。</u>
[削る。]	<u>管水路工事を適用する</u>
コンクリート補修工事の工種区分で適用できる具体的な工法名を示されたい。	コンクリート補修工事の工種区分で適用できる具体的な工法名を示されたい。
[略]	[略]
橋梁（上部・下部）の補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁附属物工の修繕工事の場合の工種区分の適用は。	橋梁（上部・下部）の補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁附属物工の修繕工事の場合の工種区分の適用は。
[略]	[略]
土木工事に施設機械工事を含めて発注する場合について示されたい。	土木工事に施設機械工事を含めて発注する場合について示されたい。
[略]	[略]

第4

- 1. 材料費 イ. 材料の価格 [略]
- 2. 労務費

夜間工事の労務単価の算定について示されたい。

労務賃金の加算額の算定にあたり、夜間工事の労務単価については、下記によるものとする。

- 1) 通常勤務すべき時間帯 (8h~17h) を超えて、作業を計画する場合は以下とする。

[削る。]

- ア 深夜時間 (22h~5h) については、深夜時間外割増し (基準額×割増対象賃金比×1.50) とする。
- イ 上記ア以外の通常勤務すべき時間帯 (8h~17h) を超えた時間帯は、時間外割増し (基準額×割増対象賃金比×1.25) とする。

なお、休憩は超過勤務4時間を超える毎に30分の休憩を与えるものとする。

- 2) 2交替、3交替を計画する場合、所定労働時間 (実働時間8h+休息时间1h) 内は、基準額とする。その内、深夜部分 (22h~5h) に係る時間帯は、深夜割増し (基準額×割増対象賃金比×0.25) を加算するものとする。ただし、2交替の場合にあって、所定労働時間を超える場合は、時間外割増し (基準額×割増対象賃金比×1.25)、及び深夜時間外割増し (基準額×割増対象賃金比×1.50) を加算する。【例-1】、【例-2】
- 3) 現場条件により、やむを得ず、通常勤務すべき時間帯 (8h~17h) を外して作業を計画する場合は、次による。【例-3】
 - ア 所定労働時間内で17h~20h、及び6h~8hに係る時間帯は、基準額とする。
 - イ 所定労働時間内で20h~6hに係る時間帯は、基準額に1.5を乗ずる。

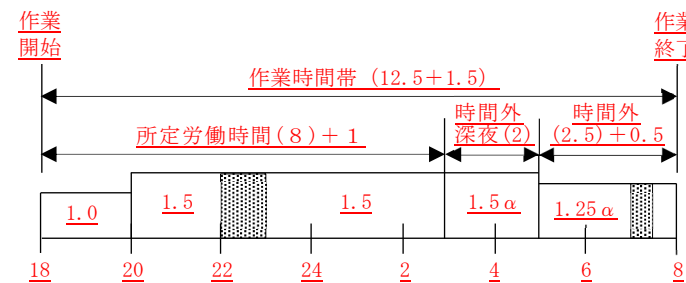
[削る。]

(労務単価の算定例)

【計算条件】 [略]

【例-1】・【例-2】 [略]

【例-3】現場条件により、やむを得ず、通常勤務すべき時間帯 (8h~17h) を外して作業を計画する場合



(算定例)

労務単価 = {基準額 + 割増賃金} = 基準額 × 1.321 = 15,000 × 1.321 = 19,815 円 (補正額)

(諸元等)

割増賃金対象時間 : ①20h~22h・23h~3h (6h)、②3h~5h (2h)、③5h~7h・7.5h~8h (2.5h)

割増率 : ①1.5、②1.5 × α = 1.5 × 0.90 = 1.35、③1.25 × α = 1.25 × 0.90 = 1.125

割増率補正 = {2h × 1.0 + 6h × 1.5 + 2h × 1.35 + 2.5h × 1.125} / 12.5h = 1.321 割増賃金 = 基準額 × 0.321

【割増対象賃金比】 [略]

第4

- 1. 材料費 イ. 材料の価格 [略]
- 2. 労務費

夜間工事の労務単価の算定について示されたい。

労務賃金の加算額の算定にあたり、夜間工事の労務単価については、下記によるものとする。

- 1) 通常勤務すべき時間帯 (8h~17h) を超えて、時間外及び深夜に亘る作業を計画する場合は、労働基準法第37条を適用する。

なお、休憩は超過勤務4時間を超える毎に30分の休憩を与えるものとする。

[新設]

- 2) 所定労働時間を超えた作業時間については、時間外割増賃金 (基準額×割増対象賃金比×1.25) とする。

- 3) 作業時間が深夜 (22h~5h) にかかる場合は、基準額に深夜割増賃金 (基準額×割増対象賃金比×0.25) を加算する。

- 4) 所定労働時間を超えた作業時間が、深夜 (22h~5h) にかかる場合は、深夜・時間外割増賃金 (基準額×割増対象賃金比×1.50) とする。

(労務単価の算定例)

【計算条件】 [略]

【例-1】・【例-2】 [略]

[新設]

【割増対象賃金比】 [略]

休日作業時の労務単価の算定について示されたい。

緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行う場合には、休日割増（基準額×割増対象賃金比×1.35）を計上するものとする。その内、深夜部分（22h～5h）にかかる時間帯は、深夜割増（基準額×割増対象賃金比×0.25）を加算するものとする。

なお、法定休日とは、使用者の定める週一回以上、若しくは4週間のうちに4日以上の日とする。

5. 直接工事費の積算に留意すべき事項 [略]

第5～第7 [略]

第8 工事価格

設計変更に伴う工事価格の計算例を示されたい。

請負工事の設計変更は、官積算により、次の方法で行うものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 計算式

当初官積算額（税抜）210,000千円 請負額（税抜）205,800千円

ア. 第1回変更官積算工事価格（税抜）230,000千円

$$\text{工事価格（落札率を乗じた額）} = \frac{205,800}{210,000} \times 230,000 = 225,400 \text{千円}$$

$$\text{第1回変更設計額} = 225,400 \text{千円} \times (1 + \underline{0.10}) = \underline{247,940,000} \text{円}$$

イ. 第2回変更官積算工事価格（税抜）208,000千円

第1回変更請負額（税抜）225,000千円

$$\text{工事価格（落札率を乗じた額）} = \frac{225,000}{230,000} \times 208,000 = 203,478 \text{千円}$$

$$\text{第2回変更設計額} = 203,470 \text{千円} \times (1 + \underline{0.10}) = \underline{223,817,000} \text{円}$$

ウ. 第3回変更官積算工事価格（税抜）220,000千円

第2回変更請負額（税抜）203,400千円

$$\text{工事価格（落札率を乗じた額）} = \frac{203,400}{208,000} \times 220,000 = 215,134 \text{千円}$$

$$\text{第3回変更設計額} = 215,130 \text{千円} \times (1 + \underline{0.10}) = \underline{236,643,000} \text{円}$$

工事価格を算出する場合の端数処理について示されたい。

①～⑥ [略]

休日作業時の労務単価の算定について示されたい。

緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行う場合には、休日割増（基準額×割増対象賃金比×1.35）を計上するものとする。 [新設]

なお、法定休日とは、使用者の定める週一回以上、若しくは4週間のうちに4日以上の日とする。

5. 直接工事費の積算に留意すべき事項 [略]

第5～第7 [略]

第8 工事価格

設計変更に伴う工事価格の計算例を示されたい。

請負工事の設計変更は、官積算により、次の方法で行うものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 計算式

当初官積算額（税抜）210,000千円 請負額（税抜）205,800千円

ア. 第1回変更官積算工事価格（税抜）230,000千円

$$\text{工事価格（落札率を乗じた額）} = \frac{205,800}{210,000} \times 230,000 = 225,400 \text{千円}$$

$$\text{第1回変更設計額} = 225,400 \text{千円} \times (1 + \underline{0.08}) = \underline{243,432,000} \text{円}$$

イ. 第2回変更官積算工事価格（税抜）208,000千円

第1回変更請負額（税抜）225,000千円

$$\text{工事価格（落札率を乗じた額）} = \frac{225,000}{230,000} \times 208,000 = 203,478 \text{千円}$$

$$\text{第2回変更設計額} = 203,470 \text{千円} \times (1 + \underline{0.08}) = \underline{219,747,600} \text{円}$$

ウ. 第3回変更官積算工事価格（税抜）220,000千円

第2回変更請負額（税抜）203,400千円

$$\text{工事価格（落札率を乗じた額）} = \frac{203,400}{208,000} \times 220,000 = 215,134 \text{千円}$$

$$\text{第3回変更設計額} = 215,130 \text{千円} \times (1 + \underline{0.08}) = \underline{232,340,400} \text{円}$$

工事価格を算出する場合の端数処理について示されたい。

①～⑥ [略]

III. 土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準の運用事項

第3 運搬費、準備費、安全費、役務費、技術管理費及び営繕費の積算方法

1. [略]

2. [略]

3. 積み上げ計算による算定

運搬費の積み上げ計算方法を示されたい。

[削る。]

III. 土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準の運用事項

第3 運搬費、準備費、安全費、役務費、技術管理費及び営繕費の積算方法

1. [略]

2. [略]

3. 積み上げ計算による算定

運搬費の積み上げ計算方法を示されたい。

1. 質量20t以上で、重建設機械分解組立運搬歩掛に示されていない建設機械器具の貨物自動車による搬入・搬出に要する費用。

質量20t以上で、重建設機械分解組立運搬歩掛に示されていない建設機械器具の貨物自動車による搬入・搬出に要する費用の積算は、貨物自動車1台ごとに次式により行うものとする。ただし、組立・解体を必要とするものについては必要に応じて、組立・解体に要する費用及び積込み・積卸しに要する費用を見積りにより計上する。

$$U = [A1 \times (1 + C1 + C4) + A2 \times C2 + A3 \times C3 + B] \times D + M + K \text{ (又は } K') \text{)}$$

U : 貨物自動車による運搬費 (円)

A1 : 基本運賃料金 (円)

運搬距離は運搬基地より現場までの距離とする。

A2 : 悪路割増区間基本運賃料金 (円)

運搬距離は運搬基地より現場までの距離のうち、悪路区間の距離とする。

A3 : 冬期割増区間基本運賃料金 (円)

運搬距離は運搬基地より現場までの距離のうち、冬期割増区間の距離とする。

B : 諸料金 (円)

C1～C4 : 運賃割増率

C1 : 特大割増率

C2 : 悪路割増

C3 : 冬期割増

C4 : 深夜早朝割増

D : 運搬車両の台数

1を代入する。

M : その他諸料金 (円)

K : 運搬される建設機械の運搬中の賃料

K' : 運搬される建設機械の運搬中の損料

運搬される建設機械(被運搬建設機械)の運搬中の賃料又は損料を計上する。

積算方法は、「(5) 運搬される建設機械の運搬中の賃料及び損料」による。

(注) 建設機械運搬方法等は、次表による。

機 械 名	規 格	車 載		備 考
		車種	機械質量 (t)	
<u>路面切削機 (ホール式・廃材積込装置付)</u>	<u>2.0m</u>	<u>トレーラ</u>	<u>28.50</u>	<u>分解組立の必要はない</u>
<u>スタビライザ (路床改良用)</u>	<u>幅2.0m、深さ0.6m</u>	<u>トレーラ</u>	<u>23.00</u>	
<u>スタビライザ (路床改良用)</u>	<u>幅2.0m、深さ1.2m</u>	<u>トレーラ</u>	<u>24.70</u>	
<u>自走式破砕機</u>	<u>クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm</u>	<u>トレーラ</u>	<u>30.00</u>	
<u>油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)</u>	<u>鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用</u>	<u>トレーラ</u>	<u>29.70</u>	
<u>油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)</u>	<u>鋼矢板ⅤL・ⅥL ・Ⅱw・Ⅲw・Ⅳw型用</u>	<u>トレーラ</u>	<u>37.90</u>	

バックホウ (超ロングアーム型)	山積 0.4m ³ / 平積 0.3m ³	トレーラ	22.00	
---------------------	---	------	-------	--

(1) 基本運賃料金

各運輸局の公示した「一般貨物運送事業の貸切り運賃」(平成11年3月26日に公示された「一般貨物運送事業の貸切り運賃」)によるものとする。

なお、車扱運賃料金の適用は原則として「距離制運賃料金」によるものとする。

(2) 諸料金

(ア) 地区割増料金

貨物の発地又は着地が、東京都(特別区に限る)又は、住民基本台帳に基づく人口が50万人以上の都市の場合には、地区割増料を加算する。(次表参照)

ただし、貨物の発地及び着地が同一都市内又は隣接都市間の場合は、発地又は着地のいずれか一方についてのみ加算する。

地 域	東京特別 区 大 阪 市	札幌市、仙台市、千葉市、船橋市、川崎市、横浜市、相模原市、浜松市、名古屋市、京都市、東大阪市、堺市、 尼崎市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、 熊本市、鹿児島市
1 t 車まで	790	520
2 t 車まで	890	520
3 t 車まで	890	520
4 t 車まで	950	620
5 t 車まで	1,040	620
6 t 車まで	1,130	710
8 t 車まで	1,210	790
10 t 車まで	1,320	790
12 t 車まで	1,390	890
14 t 車まで	1,530	990
14 t 車を 2 t を増す車種ごと に	140	100

(イ) 車両留置料及び日割増料

適用しない。

(3) 運賃割増率

運賃割増率(C1~C4)は次表を標準とする。

割 増 項 目	適 用 範 囲		割 増 率
特大型割増 C1	建設機械類	使用車両の積載 t 数	15t 未満 6 割
			15t 以上 7 割
悪路割増 C2	悪路割増区間の運送距離に対応する基本運賃×割増率 道路法による道路及び、その他の一般交通の用に供する場所並びに自動車道以外の場所に限る。		3 割
冬期割増 C3	冬期割増区間の運送距離に対する基本運賃×割増率		2 割
	地 域	期 間	
	北海道	自 11 月 16 日 至 4 月 15 日	
	青森県、秋田県、山形県、新潟県 長野県、富山県、石川県、福井県 鳥取県、島根県の全県	自 12 月 1 日 至 3 月 31 日	
	岩手県のうち、北上市、久慈市 遠野市、二戸市、九戸郡、二戸郡 上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡 和賀郡 福島県のうち、会津若松市、 喜多方市、南会津郡、北会津郡、 耶麻郡、大沼郡、河沼郡 岐阜県のうち、高山市、大野郡、 吉城郡、益田郡、郡上郡		
深夜早朝割増 C4	運搬時間を「22 時～5 時」に指定する場合		3 割

(注) 誘導車、誘導員の費用は特大型割増に含む。

1. ～ 3. [略]

重建設機械の運搬費

重建設機械の運搬費について、重建設機械分解組立運搬歩掛と貨物自動車による運搬方法の適用範囲とその内容を示されたい。

1. ～ 4. [略]
[削る。]

別表 1 準備費～別表 1 営繕費 [略]

IV. 土地改良事業等請負工事標準歩掛の運用事項 [略]

V. 土地改良事業等請負工事機械経費算定基準の運用事項 [略]

VI. 土地改良事業等請負工事仮設材経費算定基準の運用事項 [略]

(4) その他の諸料金

その他の下記の事項の料金を必要により計上するものとする。

- (ア) 荷役機械使用料
- (イ) 自動車航送船使用料
- (ウ) 有料道路利用料
- (エ) その他

(5) 運搬される建設機械の運搬中の賃料 (K) 及び損料 (K')

運搬される建設機械の運搬中の賃料及び損料は次式により計上する。

運搬中の賃料 = 運搬される機械の供用 1 日当り賃料 (円) × 運搬に要する日数 (日)

$K = \text{運搬される建設機械の運搬中の供用 1 日当り賃料 (円)} \times L / (\text{輸送速度} \times 8)$

運搬中の損料 = 運搬される機械の供用 1 日当り損料 (円) × 運搬に要する日数 (日)

$K' = \text{運搬される建設機械の運搬中の供用 1 日当り損料 (円)} \times L / (\text{輸送速度} \times 8)$

K : 運搬中の賃料

K' : 運搬中の損料

L : 運搬距離 (km) 基地から現場までの片道距離とする。

(注) 1. 運搬に要する日数の端数処理は小数 2 位四捨五入し、小数 1 位止めとする。

2. 運搬に要する日数は運搬状況を勘案して決定する。なお、トラックによる輸送は、時速 30 km/h を標準とする。

3. 往復の運搬距離が異なる場合は、各々の距離に応じた運搬日数にて算出のこと。

4. 建設機械分解組立運搬歩掛には、運搬中の賃料が含まれている。

2. ～ 4. [略]

重建設機械の運搬費

重建設機械の運搬費について、重建設機械分解組立運搬歩掛と貨物自動車による運搬方法の適用範囲とその内容を示されたい。

1. ～ 4. [略]

5. 特大品割増の使用車両の積載 t 数の区分は、建設機械を分解した後の単位質量で区分する。

別表 1 準備費～別表 1 営繕費 [略]

IV. 土地改良事業等請負工事標準歩掛の運用事項 [略]

V. 土地改良事業等請負工事機械経費算定基準の運用事項 [略]

VI. 土地改良事業等請負工事仮設材経費算定基準の運用事項 [略]

4. 基礎工

⑩ 軟弱地盤処理工（高圧噴射攪拌工）

5. 施工歩掛

損耗材料費について示されたい。

5-1 単管工法 [略]

5-2 二重管工法

5-2-4 損耗材料費

(1) 削孔損耗材料費 [略]

①杭径1,000mm以上2,000mm以下

表 5. 3 二重管工法の削孔損耗材料費 (円/m) [略]

②杭径2,000mmを超え3,000mm以下

表 5. 4 二重管工法の削孔損耗材料費 (円/m)

土質	砂質土		粘性土
	$N \leq 30$	$N > 30$	
削孔損耗材料費	4,920	6,650	3,440

(注) N：土質毎の削孔対象地盤の最大N値

(2) 注入損耗材料費 [略]

表 5. 5 二重管工法の注入損耗材料費 (円/m³)

杭径	1,000mm以上2,000mm以下	2,000mmを超え3,000mm以下
注入損耗材料費	6,400	9,230

5-3 三重管工法

5-3-4 損耗材料費

(1) 削孔損耗材料費 [略]

表 5. 6 三重管工法の削孔損耗材料費 (円/m) [略]

(2) 注入損耗材料費 [略]

表 5. 7 三重管工法の注入損耗材料費 (円/m³) [略]

⑪ [略]

4. 基礎工

⑩ 軟弱地盤処理工（高圧噴射攪拌工）

5. 施工歩掛

損耗材料費について示されたい。

5-1 単管工法 [略]

5-2 二重管工法

5-2-4 損耗材料費

(1) 削孔損耗材料費 [略]

[新設]

表 5. 3 二重管工法の削孔損耗材料費 (円/m) [略]

[新設]

[新設]

(2) 注入損耗材料費 [略]

表 5. 4 二重管工法の注入損耗材料費 (円/m³)

[新設]	[新設]	[新設]
注入損耗材料費	6,400	[新設]

5-3 三重管工法

5-3-4 損耗材料費

(1) 削孔損耗材料費 [略]

表 5. 5 三重管工法の削孔損耗材料費 (円/m) [略]

(2) 注入損耗材料費 [略]

表 5. 6 三重管工法の注入損耗材料費 (円/m³) [略]

⑪ [略]

11. トンネル工

① 岩トンネル（レグ工法）

1. [略]

5. [略]

7. 覆工コンクリート

スライディングフォームによりコンクリートを打設する場合の標準的な養生時間を示されたい。

[略]

鋼製スライディングフォームの損料はどのように算定するのか。

鋼製スライディングフォーム（標準馬蹄形及び3Rホロ形）損料				
内空半径 r m	質量(参考) t/基	基礎価格 千円/基	損料	摘要
0.9	14.5	16,500	施工 1m 当り損料 $= (0.00024 + 0.48/L) \times P$ P: スライディングフォームの基礎価格 (円) L: 巻立施工延長 (m)	フォーム長 12m / 基 に適用
1.0	15.7	16,900		
1.1	17.0	17,300		
1.2	18.2	17,700		
1.3	19.4	18,200		

(注) [略]

② [略]

③ [略]

11. トンネル工

① 岩トンネル（レグ工法）

1. [略]

5. [略]

7. 覆工コンクリート

スライディングフォームによりコンクリートを打設する場合の標準的な養生時間を示されたい。

[略]

鋼製スライディングフォームの損料はどのように算定するのか。

鋼製スライディングフォーム（標準馬蹄形及び3Rホロ形）損料				
内空半径 r m	質量(参考) t/基	基礎価格 千円/基	損料	摘要
0.9	14.5	15,700	施工 1m 当り損料 $= (0.00024 + 0.48/L) \times P$ P: スライディングフォームの基礎価格 (円) L: 巻立施工延長 (m)	フォーム長 12m / 基 に適用
1.0	15.7	16,100		
1.1	17.0	16,500		
1.2	18.2	16,900		
1.3	19.4	17,300		

(注) [略]

② [略]

③ [略]

12. 地すべり防止工

[新設]

③ 集排水ボーリング工（ロータリー式）

集排水ボーリング工について、ボーリングマシン選定に当たっての留意点を示されたい。

ボーリングマシンの選定に当たっては、次表のような、機械の質量、大きさ、機械搬入路の状況、地質、近接民家の有無等の現場条件及び経済性を勘案し、適切なものを選択するものとする。

なお、ロータリーパーカッション式ボーリングマシン（二重管方式）を用いる場合は、「施工パッケージ型積算基準9. 地すべり防止工①集排水ボーリング工（ロータリーパーカッション式）」によるものとする。

機種・規格	ボーリングマシン 油圧 5.5kW (ロータリー式)	ボーリングマシン ロータリーパーカッション式・スキッド 型 55kW 級	備考
質量	約 0.5 t ～	約 1.9 t ～	(注) 1.
大きさ	小さい	大きい	(注) 1.
運搬性	良い	悪い	(注) 2.
削孔速度	遅い	速い	
騒音振動	比較的小さく低音	比較的大きく高音	
コア採取	可能	不可	(注) 3.
特徴	岩塊・玉石では削孔が困難 または低能率	打撃力により岩塊・玉石の削孔が可能	

- (注) 1. 機械の質量は、機種、規格によって異なる。（表中の質量は参考値）
2. ロータリーパーカッション式ボーリングマシンはボーリングマシン（ロータリー式）に比べ質量があることから、現場への機械搬入の可否には特に留意が必要である。
3. ロータリー式ボーリングマシンでは、地質調査を兼ねたコア採取が可能であるが、ロータリーパーカッション式ボーリングマシンでは、基本的には不可。（機種により可能な場合あり）なお、コア採取に係る費用は本歩掛に含まないため、コア採取を行う場合には別途計上するものとする。

17. 市場単価

工期算定

市場単価の工期算定はどのように算出するのか示されたい。

市場単価の工期算定は、下記の「市場単価の1日当り標準施工量」を用いて算定するものとする。

・市場単価の1日当り標準施工量

本項に記載した日当り作業量は、市場単価への移行にともない削除された工種の標準作業量を定めたものである。
設定した作業量は、あくまでも標準施工の場合であるので、当該工種の施工条件、施工法、制約条件等を十分考慮の上適用の可否を検討し、使用するものとする。

①～⑦ [略]

⑧ 道路標識設置工

表 8. 1・表 8. 2 [略]

表 8. 3 建柱（片持式）

区 分	規 格 ・ 仕 様		施 工 数 量
建柱 片持式 基礎別途	1基当り総質量	400kg未満	6基
		[削る。]	4基
		400kg以上	

表 8. 4～表 8. 6 [略]

表 8. 7 基礎（コンクリート基礎）設置

区 分	規 格 ・ 仕 様		施 工 数 量
基礎設置 コンクリート基礎 アンカボルト の設置	標識柱1基当りの 基礎コンクリート容量	4.0m ³ 未満	0.125日/基
		4.0m ³ 以上6.0m ³ 未満	
		[削る。]	
		6.0m ³ 以上	

表 8. 8 [略]

表 8. 9 標識柱撤去（片持式、門型式）

区 分	規 格 ・ 仕 様		施 工 数 量
片持式	1基当りの総質量 (支柱のみ)	400kg未満	12基
		[削る。]	9基
		400kg以上	
門型式	1スパン当りの長さ (支柱のみ)	10m未満	2基
		10m以上20m未満	
		20m以上	

表 8. 10 標識板撤去（案内標識以外、路側式）

区 分	規 格 ・ 仕 様		施 工 数 量
標識板撤去 添架式は 除く	既製品	路側式(路線番号・警戒標識・ 規制標識・指示標識)	60基

表 8. 11 [略]

17. 市場単価

工期算定

市場単価の工期算定はどのように算出するのか示されたい。

市場単価の工期算定は、下記の「市場単価の1日当り標準施工量」を用いて算定するものとする。

・市場単価の1日当り標準施工量

本項に記載した日当り作業量は、市場単価への移行にともない削除された工種の標準作業量を定めたものである。
設定した作業量は、あくまでも標準施工の場合であるので、当該工種の施工条件、施工法、制約条件等を十分考慮の上適用の可否を検討し、使用するものとする。

①～⑦ [略]

⑧ 道路標識設置工

表 8. 1・表 8. 2 [略]

表 8. 3 建柱（片持式）

区 分	規 格 ・ 仕 様		施 工 数 量
建柱 片持式 基礎別途	1基当り総質量	400kg未満	6基
		400kg以上1,100kg未満	4基
		1,100kg以上	

表 8. 4～表 8. 6 [略]

表 8. 7 基礎（コンクリート基礎）設置

区 分	規 格 ・ 仕 様		施 工 数 量
基礎設置 コンクリート基礎 アンカボルト の設置	標識柱1基当りの 基礎コンクリート容量	4.0m ³ 未満	8日/基
		4.0m ³ 以上6.0m ³ 未満	
		6.0m ³ 以上8.0m ³ 未満	
		8.0m ³ 以上	

表 8. 8 [略]

表 8. 9 標識柱撤去（片持式、門型式）

区 分	規 格 ・ 仕 様		施 工 数 量
片持式	1基当りの総質量 (支柱のみ)	400kg未満	12基
		400kg以上1,100kg未満	9基
		1,100kg以上	
門型式	1スパン当りの長さ (支柱のみ)	10m未満	2基
		10m以上20m未満	
		20m以上	

表 8. 10 標識板撤去（案内標識、路側式）

区 分	規 格 ・ 仕 様		施 工 数 量
標識板撤去 添架式は 除く	既製品	路側式(路線番号・警戒標識・ 規制標識・指示標識)	60基

表 8. 11 [略]

表 8. 12 基礎（コンクリート基礎）撤去

区 分	規格・仕様	施工数量
基礎撤去 コンクリート基礎 路側式標識基礎は除く	—	0.5 日/基

⑨～⑫ [略]

参考資料 [略]

表 8. 12 基礎（コンクリート基礎）撤去

区 分	規格・仕様	施工数量
基礎撤去 コンクリート基礎 路側式標識基礎は除く	—	2 日/基

⑨～⑫ [略]

参考資料 [略]